

容積率の特例許可制度の創設

【制度の概要】

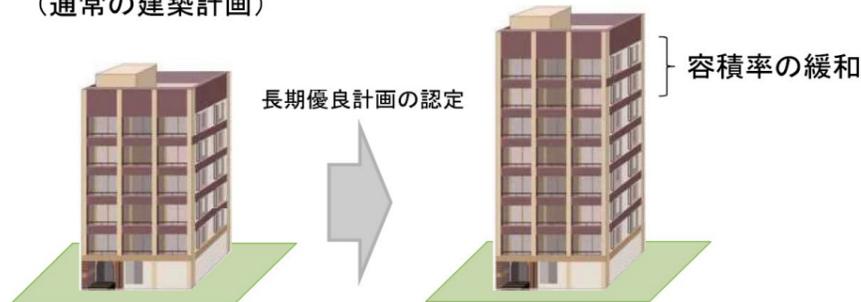
R4.2.20 施行

■長期優良住宅の認定を受けた住宅で、一定の敷地面積を有し、市街地の環境の整備改善に資すると認められる場合に容積率の制限が緩和される制度です。

◇制度のイメージ

(通常の建築計画)

(長期優良型総合設計制度)



【特例許可の申請手数料の創設】

区分	容積率の特例許可の申請手数料
敷地	160,000円

※併せて、建築確認申請及び長期優良住宅の認定申請の手数料が必要です。
 ※審査基準等の詳細は、認定長期優良住宅の所在地が、以下のお問合せ先に記載の「県が所管する地域」では三重県県土整備部建築開発課(059-224-2752)まで、「各市が所管する地域(※がついた地域を除く)」では各市へお問合せください。

共同住宅の手続及び認定基準の合理化等 ほか

■共同住宅の手続及び認定基準の合理化など、ほかにもいくつかの改正がありますが、詳細は国ホームページをご参照ください。

URL (https://www.mlit.go.jp/report/press/house04_hh_000981.html)

または右記の QR コードからアクセスできます。



国ホームページ

お問合せ先

住宅の建築場所	申請窓口	電話番号	住宅の建築場所	申請窓口	電話番号
いなべ市、木曾岬町、東員町	桑名建設事務所 建築開発室	0594-24-3667	桑名市	桑名市役所 都市整備部 建築審査室	0594-24-1218
亀山市※、菟野町、朝日町、川越町	四日市建設事務所 建築開発室	0593-52-0684	四日市市	四日市市役所 都市整備部 建築指導課 許可認定係	059-354-8183
多気町、明和町、大台町	松阪建設事務所 建築開発課	0598-50-0587	鈴鹿市	鈴鹿市役所 都市整備部 建築指導課	059-382-9048
伊勢市、玉城町、度会町、南伊勢町、大紀町	伊勢建設事務所 建築開発室	0596-27-5210	亀山市※	亀山市市役所 産業建設部 都市整備課	0595-84-5088
鳥羽市、志摩市	志摩建設事務所 建築開発課	0599-43-9651	津市	津市役所 都市計画部 建築指導課 建築安全・耐震担当	059-229-3187
伊賀市※、名張市※	伊賀建設事務所 建築開発室	0595-24-8239	松阪市	松阪市役所 建設部 建築開発課審査係	0598-53-4156
尾鷲市、紀北町	尾鷲建設事務所 建築開発課	0597-23-3546	伊賀市※	伊賀市役所 建設部 建築課	0595-22-9732
熊野市、御浜町、紀宝町	熊野建設事務所 建築開発課	0597-89-6148	名張市※	名張市役所 都市整備部 都市計画室	0595-63-7698

※ 亀山市、伊賀市、名張市の住宅で建築基準法第6条第1項第4号に該当するもの(県の許可を必要とするものを除く)については、各市の担当窓口となります。

本チラシに関するお問合せ先: 三重県県土整備部住宅政策課 住まい支援班 TEL: 059-224-2720 mail: jutaku@pref.mie.lg.jp

第1弾

令和4年1月5日版



令和4年2月20日から

「長期優良住宅認定申請」

に関する以下の事項が
変わります。

- ① 所管行政庁の認定申請等手数料の改定
- ② 認定基準に災害配慮基準を追加
- ③ 容積率の特例許可制度の創設

など

※注意

令和4年2月18日(金)までに登録住宅性能評価機関で事前審査を受けた方は、令和4年2月18日(金)までに所管行政庁へ申請してください。

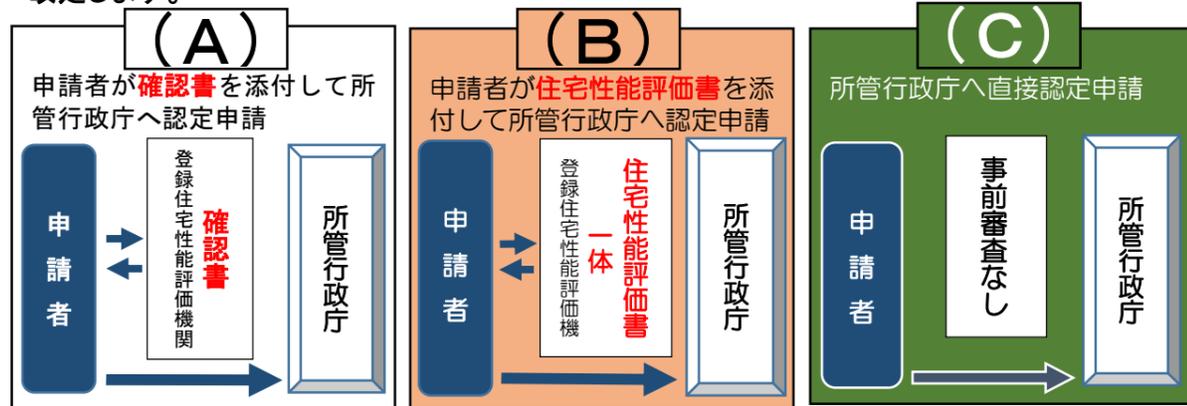


所管行政庁の認定申請等手数料の改定

【主な改定内容】

R4.2.20 施行

■品確法の改正により、登録住宅性能評価機関に長期使用構造等であることの事前審査を求めた場合、「確認書」又は「住宅性能評価書」が交付されます。これを添えた認定申請等において、所管行政庁の審査項目が変更になることから、手数料を改定します。また、変更認定申請における「長期使用構造等以外」の手数料を設定するほか、一部手続きについて手数料を改定します。



注文住宅等の新規申請（一戸建て住宅）の場合の手数料の例（新旧）

(A) 適合証 6,700円 現行	(A) 確認書 13,500円 改定後	(B) 住宅性能評価 17,200円 現行	(B) 住宅性能評価一体 13,500円 改定後	(C) 事前審査なし 50,600 現行	(C) 事前審査なし 50,900 改定後
-------------------------	---------------------------	-----------------------------	--------------------------------	----------------------------	-----------------------------

■新築の認定申請手数料は次のとおりです。

(単位:円/1戸あたり)

法第5条第1項、2項（注文住宅等）

法第5条第3項、4項（建売住宅等）

戸数	(A) 確認書	(B) 住宅性能評価一体	(C) 事前審査なし
1	13,500	13,500	50,900
2~5	4,900	4,900	24,000
6~10	4,100	4,100	19,200
11~25	2,700	2,700	15,100
26~50	2,200	2,200	13,600
51~100	1,600	1,600	11,600
101~200	1,400	1,400	10,800
201~300	1,200	1,200	10,300
301~	1,000	1,000	9,400

戸数	(A) 確認書	(B) 住宅性能評価一体	(C) 事前審査なし
1	10,500	10,500	47,900
2~5	3,900	3,900	23,000
6~10	3,300	3,300	18,400
11~25	2,100	2,100	14,500
26~50	1,800	1,800	13,200
51~100	1,400	1,400	11,400
101~200	1,200	1,200	10,500
201~300	1,000	1,000	10,100
301~	800	800	9,200

■新築の変更認定申請手数料(長期使用構造等の変更)は次のとおりです。

(単位:円/1戸あたり)

※長期使用構造等:劣化対策、耐震性、維持管理・更新の容易性、可変性、高齢者等対策、省エネルギー対策

法第8条（注文住宅等）

法第8条（建売住宅等）

(法第9条の認定を受けたものを除く)

戸数	(A) 確認書	(B) 住宅性能評価一体	(C) 事前審査なし
1	7,300	7,300	26,000
2~5	2,500	2,500	12,100
6~10	2,100	2,100	9,600
11~25	1,300	1,300	7,600
26~50	1,100	1,100	6,800
51~100	800	800	5,800
101~200	700	700	5,400
201~300	600	600	5,100
301~	500	500	4,700

戸数	(A) 確認書	(B) 住宅性能評価一体	(C) 事前審査なし
1	5,800	5,800	24,400
2~5	2,000	2,000	11,600
6~10	1,700	1,700	9,200
11~25	1,000	1,000	7,300
26~50	900	900	6,600
51~100	700	700	5,700
101~200	600	600	5,200
201~300	500	500	5,000
301~	400	400	4,600

■新築の変更認定申請手数料(長期使用構造等以外の変更)は次のとおりです。(単位:円/1戸あたり)

■新築の譲受人の決定の変更認定申請手数料及び地位承継承認申請手数料は次のとおりです。(単位:円/1戸あたり)

法第8条（注文住宅等）

法第8条（建売住宅等）

(法第9条第1項、3項の認定を受けたものを除く)

法第9条第1項、3項

法第10条

戸数	(C) 事前審査なし
1	7,300
2~5	2,500
6~10	2,100
11~25	1,300
26~50	1,100
51~100	800
101~200	700
201~300	600
301~	500

戸数	(C) 事前審査なし
1	5,800
2~5	2,000
6~10	1,700
11~25	1,000
26~50	900
51~100	700
101~200	600
201~300	500
301~	400

戸数	(C) 事前審査なし
1	6,000
2~5	2,000
6~10	1,500
11~25	1,000
26~50	800
51~100	500
101~200	500
201~300	400
301~	300

戸数	(C) 事前審査なし
1	3,000
2~5	1,000
6~10	800
11~25	400
26~50	400
51~100	300
101~200	200
201~300	200
301~	100

※増改築分はHPの手数料一覧表をご参照ください。

URL (<https://www.pref.mie.lg.jp/JUTAKU/HP/43437031395.htm>)

または右記のQRコードからアクセスできます。

※不明な点等ございましたら裏面のお問合せ先までご連絡ください。



手数料一覧

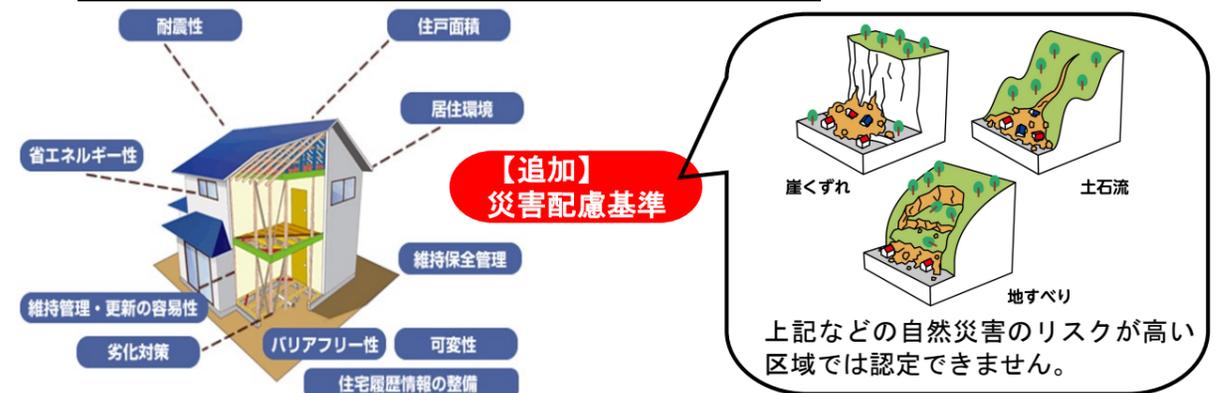
認定基準に災害配慮基準を追加

R4.2.20 施行

【基準の概要】

■長期優良住宅法の改正により、長期優良住宅の認定に災害リスクに配慮する基準が追加されました。三重県では、自然災害のリスクが特に高い区域(※)内の住棟については、認定が出来なくなります。

【注意】登録住宅性能評価機関による事前審査の審査項目ではありませんので、申請前に申請予定の住棟が対象区域内ではないことの確認をしてください。



上記などの自然災害のリスクが高い区域では認定できません。

※自然災害のリスクが特に高い区域(URL又はQRコード等にてお問合せ先をご確認ください。)

- 地すべり防止区域(地すべり等防止法第3条第1項)
お問合せ先 (https://www.pref.mie.lg.jp/D1KENDO/11248001375_00001.htm)
- 急傾斜地崩壊危険区域(急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項)
お問合せ先 (https://www.pref.mie.lg.jp/D1KENDO/11252001379_00001.htm)
- 土砂災害特別警戒区域(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条第1項)
お問合せ・確認先 (https://www.pref.mie.lg.jp/HOZEN/HP/06770006284_00003.htm)
- 災害危険区域(建築基準法第39条第1項)(紀宝町鮎田、高岡及び大里地区のうち標高9.4メートル未満の区域)
お問合せ先(紀宝町役場 基盤整備課 TEL:0735-33-0357)



地すべり

急傾斜



土砂災害